

*ホームページ公開にあたって、白紙のページは削除しています。
このため、ページ番号が抜けている箇所がありますが、落丁ではありません。

平成22年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成23年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成22年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成23年2月17日

新宿区監査委員	繁 田	勝 男
同	布 施	一 郎
同	山 岸	美佐子
同	くまがい	澄 子

目 次

I 監査の概要

第1	監査の種類	1
第2	監査実施団体等	1
第3	監査の期間	1
第4	監査の対象範囲	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の着眼点	2

II 監査の結果

第1	総括意見	9
第2	団体別監査結果	11
1	新宿区土地開発公社	11
2	みずほ信託銀行株式会社	12
3	四谷地域センター運営委員会	13
4	榎町地域センター管理運営委員会	15
5	大久保地域センター管理運営委員会	17
6	落合第一地域センター管理運営委員会	19
7	柏木地域センター管理運営委員会	21
8	公益財団法人 新宿未来創造財団	23
9	株式会社 フジランド	30
10	社会福祉法人 アゼリヤ会	32
11	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会	35
12	社会福祉法人 邦友会	38
13	特定非営利活動法人 工房「風」	40
14	社会福祉法人 東京ムツミ会	43
15	社会福祉法人 結の会	46
16	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	49
17	生活協同組合・東京高齢協	53
18	社会福祉法人 マザアス	55
19	医療法人社団 曙光会	57
20	社会福祉法人 杉の子会	59
21	社会福祉法人 新栄会	61
22	株式会社 日本保育サービス	64
23	特定非営利活動法人 新宿環境活動ネット	66
24	西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合	68

25	株式会社 図書館流通センター	70
26	紀伊國屋書店・大新東ヒューマンサービス共同事業体	72

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補てん、利子補給その他の財政援助を行っている団体）
- ②出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体）
- ③不動産信託の受託者
- ④公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査とあわせて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

第2 監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成21年度に区が100万円以上の財政援助をしている団体、区が資本金等の4分の1以上を出資している団体、不動産信託の受託者、指定管理者のうち、別表1に掲げる26団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の期間

平成22年9月15日（水）から平成23年2月8日（火）まで

第4 監査の対象範囲

平成21年度における事業の補助金等、団体への出資金、不動産信託の受託者及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

第5 監査の方法

- (1) 補助金等交付団体及び出資団体については、団体の概要、定款、平成21年度決算書、平成21年度事業報告及び実績報告書等の関係書類の提出

を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、補助金等の執行状況について団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金交付要綱をもとに、団体等の関係書類と突合を行い対象部局から説明を聴取した。

- (2) 不動産信託の受託者については、団体の概要、定款、土地信託契約書、収支報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、契約書に基づいた信託不動産の管理・運用に係る内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し、質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された報告書等の関係書類をもとに、団体等の関係書類との突合を行い、対象部局から説明を聴取した。

- (3) 指定管理者については、団体の概要、定款、基本協定書、平成 21 年度協定書、平成 21 年度決算書、平成 21 年度事業報告及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類をもとに、指定管理者の関係書類との突合を行い対象部局から説明を聴取した。

第 6 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 補助金等交付団体

ア 団体

- ・財政援助に係る事業は、計画及び交付条件に沿って、適正かつ効果的に執行されているか。
- ・財政援助に係る収支の事務処理は適正に行われているか。

イ 所管部局

- ・財政援助に係る事業の効果及び履行の確認は適切か。
- ・団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 出資団体

ア 団体

- ・団体の事業等は、出資の目的に沿って適正に運営されているか。
- ・事務処理及び財産管理は適正に行われているか。
- ・経営は健全な状態か、また、責任者が状況を把握しているか。

イ 所管部局

- ・団体の財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

(3) 不動産信託の受託者

ア 団体

- ・不動産信託に係る事業は目的に沿って適正に行われているか。
- ・不動産信託に係る事務処理は適正に行われているか。

イ 所管部局

- ・不動産信託受託者への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

ア 団体

- ・施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- ・管理業務に係る事務処理は適正に行われているか。

イ 所管部局

- ・指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ・指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

(別表1) 監査実施団体及び所管部局

	団 体 名	監査対象				所 管 部 局
		出 資	補 助	指 定	信 託	
1	新宿区土地開発公社	○				総務部契約管財課
2	みずほ信託銀行株式会社				○	総務部契約管財課
3	四谷地域センター運営委員会			○		地域文化部四谷特別出張所
4	榎町地域センター管理運営委員会		○	○		地域文化部榎町特別出張所
5	大久保地域センター管理運営委員会		○	○		地域文化部大久保特別出張所
6	落合第一地域センター管理運営委員会			○		地域文化部落合第一特別出張所
7	柏木地域センター管理運営委員会		○	○		地域文化部柏木特別出張所
8	公益財団法人 新宿未来創造財団	○	○	○		地域文化部 生涯学習コミュニティ課 文化観光国際課
9	株式会社 フジランド			○		地域文化部 生涯学習コミュニティ課
10	社会福祉法人 アゼリヤ会		○	○		福祉部地域福祉課 高齢者サービス課
11	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会			○		福祉部障害者福祉課
12	社会福祉法人 邦友会		○			福祉部障害者福祉課 高齢者サービス課
13	特定非営利活動法人 工房「風」		○			福祉部障害者福祉課
14	社会福祉法人 東京ムツミ会		○			福祉部障害者福祉課
15	社会福祉法人 結の会		○			福祉部障害者福祉課

	団 体 名	監 査 対 象				所 管 部 局
		出 資	補 助	指 定	信 託	
16	特定非営利活動法人 ワーカーズユープ			○		福祉部高齢者サービス課 子ども家庭部 子どもサービス課
17	生活協同組合・東京高齢協			○		福祉部高齢者サービス課
18	社会福祉法人 マザアス		○			福祉部介護保険課
19	医療法人社団 曙光会		○			福祉部介護保険課
20	社会福祉法人 杉の子会		○			子ども家庭部 子どもサービス課 保育課
21	社会福祉法人 新栄会		○	○		子ども家庭部保育課
22	株式会社 日本保育サービス		○			子ども家庭部保育課
23	特定非営利活動法人 新宿環境活動ネット			○		環境清掃部環境対策課 地域文化部 生涯学習コミュニティ課
24	西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合		○			都市計画部地域整備課
25	株式会社 図書館流通センター			○		教育委員会事務局 中央図書館
26	紀伊國屋書店・大新東ヒューマンサービス 共同事業体			○		教育委員会事務局 中央図書館

(別表2) 実地監査日程

実施年月日の※印は監査委員による実地監査

実施年月日	実地監査団体
平成22年 10月12日(火) ※10月18日(月)	大久保地域センター管理運営委員会
10月14日(木) ※10月21日(木)	落合第一地域センター管理運営委員会
10月14日(木) ※11月4日(木)	社会福祉法人 杉の子会
10月19日(火)	四谷地域センター運営委員会
10月20日(水) ※10月28日(木)	新宿区土地開発公社
10月22日(金) ※10月28日(木)	みずほ信託銀行株式会社
10月26日(火) ※11月4日(木)	社会福祉法人 マザアス
10月26日(火) ※11月11日(木)	西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合
10月27日(水)	紀伊國屋書店・大新東ヒューマンサービス共同事業体
10月27日(水)	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
11月1日(月)	特定非営利活動法人 工房「風」
11月1日(月) ※11月11日(木)	特定非営利活動法人 新宿環境活動ネット
11月2日(火) ※11月17日(水)	公益財団法人 新宿未来創造財団
11月5日(金) ※11月18日(木)	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
11月8日(月) ※11月15日(月)	社会福祉法人 アゼリヤ会
11月8日(月) ※11月9日(火)	株式会社 フジランド

実施年月日	実地監査団体
11月11日(木) ※11月15日(月)	社会福祉法人 東京ムツミ会
11月12日(金) ※11月18日(木)	株式会社 図書館流通センター
11月16日(火)	榎町地域センター管理運営委員会
11月19日(金)	社会福祉法人 新栄会
11月22日(月)	社会福祉法人 邦友会
11月22日(月)	生活協同組合・東京高齢協
11月22日(月)	社会福祉法人 結の会
11月24日(水)	株式会社 日本保育サービス
11月26日(金)	医療法人社団 曙光会
12月2日(木)	柏木地域センター管理運営委員会

Ⅱ 監査の結果

II 監査の結果

【第1 総括意見】

本年度の監査対象となった団体について、財政援助に係る事業等はその目的に沿っておおむね適正に行われていたと認められる。

また、所管部局の団体に対する指導監督及び関連事務についても、おおむね適切であったと認められる。

昨年度の財政援助団体等監査結果報告書において、対象団体全体に係る総括意見を述べたところであるが、指定管理者については、本年度も今後留意すべき事項が見受けられたので、以下のとおり意見を述べる。

指定管理者については、昨年度の意見において指定を受ける団体の会計制度がそれぞれ異なることから、所管部局において各団体の会計制度を確認、理解したうえで、収支に係る報告書の作成について一定のルール化を図るべきであると述べた。

しかし、本年度においても、例えば租税公課（団体に課せられる法人税、法人事業税等）、施設の運営に必要な本部管理経費等の間接経費、減価償却の対象となり得る備品等の計上の仕方などについて、指定管理者と所管部局との間でどのような合意ができているのか、不明確な事項が見受けられた。また、こうした事項が明確になっていないため、区が想定する利益（会計年度終了時の剰余金）と指定管理者が計上する利益との間で考え方の一部に相違が見受けられた。これらのことは今後区としての指定管理料の算定や事業計画にも影響を及ぼしかねない。特に「利益」についての規定がある場合には、それに対する合意が重要である。

指定管理対象の施設は、その目的や性格によってさまざまであり、指定管理業務の内容についても一様ではないことを十分考慮しなければならない。

このような相違がみられる原因として、区が予算化する収支計算は当該年度中に使用される資金がベースになっているが、各団体では必ずしもそのように捉えていない場合がある。これは団体の組織によって会計の目的、慣習、基準・規定の仕方の違いがあるからである。また、各団体の事業規模もさまざまであり、その中で指定管理事業を区分する場合の会計ルールをも明確にしておく必要がある。

これらのことを踏まえ、所管部局においては団体と協定後の協議を十分行い、施設の目的や性格に応じて、収支に係る報告書の作成について取り決めていくことが重要である。

区において、平成17年度以降指定管理者制度を導入し、現時点で約6年が経過しているとともに、導入済みの施設も68施設であり、次年度当初は

71 施設に増える予定である。

指定管理者制度の課題については十分な検証や改善を図り、適切な施設管理による区民サービスの向上という指定管理者制度の目的達成のため、より一層の努力をされたい。

【第2 団体別監査結果】

新宿区土地開発公社

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

新宿区土地開発公社（以下「公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和62年4月に区により設立された公社である。

公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

公社は、事務所を新宿区歌舞伎町一丁目4番1号（新宿区役所内）に置き、役員は11名（理事長、副理事長及び常務理事各1名、理事6名、監事2名）、評議員17名（全て区議会議員）で構成されている。

2 区との関係

(1) 出資

区は公社設立に際し、基本財産として1千万円の全額を出えんしている。

(2) 運用資金貸付

区は、「新宿区土地開発公社事業資金の貸付けに関する覚書」に基づき、区民ふれあいの森（東京都市計画公園事業おとめ山自然園公園）土地取得資金に係る金融機関借入金の利息支払資金として平成21年度に14,733,518円を貸し付けている。

なお、区民ふれあいの森用地の区への売却に伴い、平成21年度中に、平成20年度末貸付残高8,051,103円と合わせて22,784,621円が区に償還されており、平成21年度末の貸付残高は0円である。

(3) 事務費等負担金

区は、「公共用地等の取得等に関する協定書」に基づき、公社事務費等に対する区負担金として平成21年度に247,065円を交付しており、全額販売費及び一般管理費に充てられている。

公社の事務局職員は8名で、区職員が兼務している。

第2 監査の結果

出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

みずほ信託銀行株式会社

第1 監査対象の概要

1 事業概要等

(1) 事業の概要

ア 信託土地

新宿区西新宿一丁目 23 番 3 (淀橋第二小学校跡地)

面積 3,859.62 m²

イ 信託年月日

平成 13 年 1 月 12 日

ウ 信託の目的

法第 238 条の 5 第 2 項の規定に基づき、信託土地の上に建物(以下「信託建物」という。)を信託財産として建築し、これを賃貸することを目的として信託土地及び信託建物を管理・運用する。

エ 信託期間

平成 13 年 1 月 12 日から信託建物の竣工引渡日までの期間及び竣工引渡日の翌日から 20 年間 (平成 35 年 6 月 30 日まで)

(2) 団体の所在地 (平成 22 年 3 月現在)

中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

2 区との関係

(1) 不動産信託

区は、みずほ信託銀行株式会社を受託者として、淀橋第二小学校跡地の土地信託を行っており信託配当収入を受けている。

(2) 不動産信託の概要

ア 建物の用途 (事務所、店舗、駐車場)

イ 建物の規模等

鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 陸屋根

地下 2 階 地上 17 階建

ウ 実績

平成 21 年 12 月現在の入居率は、78.04%であり、平成 21 年度の区への信託配当は、881,975,909 円である。

第2 監査の結果

不動産信託に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

四谷地域センター運営委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

四谷地域センター運営委員会（以下「委員会」という。）は、平成7年6月に設立された任意団体である。

委員会は、住民の主体性に基づき、地域住民相互の交流と活動を通じて、生活に根ざした文化の向上をはかり、住んで楽しいまちづくりを進めることを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

委員会は、事務所を新宿区内藤町87番地（新宿区立四谷地域センター内）に置き、役員9名（会長1名、副会長4名、会計2名、会計監査2名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立四谷地域センター

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

エ 指定管理経費

平成21年度は、指定管理の経費として16,689,000円を支出している。

管理の運営に要した経費等は、20,732,692円である。主な支出は、人件費、事務費、事業費、法人税等に充てられた。

なお、利用料金制は採用していない。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する事務局職員は、常勤職員2名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア 団体登録に係る業務

イ 利用の承認、変更、取消し、不承認等に係る業務

ウ 施設等の管理に係る業務

エ コミュニティ事業の企画、運営等に係る業務（協定事業）

- オ 区への連絡、調整に係る業務
 - カ 区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の形成を促進することを目的とした事業の業務
 - キ その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務
- (3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）
- ア 登録団体・施設の利用状況

	件数	人数	利用率
登録団体数(平成 22 年 3 月末)	398 団体	—	—
施設全体の利用状況	11,335 件	124,698 人	70.9%

イ 企画事業の実績

(ア) 地域センターまつり：平成 21 年 10 月実施 来客数 3,000 人
平成 22 年 3 月実施 来客数 2,300 人

(イ) 地域誌発行：年 3 回

(ウ) その他コミュニティ事業：音楽祭（サロンコンサート等）、利用者懇談会

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。

榎町地域センター管理運営委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

榎町地域センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）は、平成13年6月に設立された任意団体である。

委員会は、主体的な住民相互のふれあいによって、活動し、交流しあい、豊かで明るいまちづくりを進めていくことを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

委員会は、事務所を新宿区早稲田町85番地（新宿区立榎町地域センター内）に置き、役員11名（会長1名、副会長2名、部長2名、事務局担当1名、会計2名、会計監事2名、理事1名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

補助対象の事業費は232,503円で、区は、平成21年度に100,000円の補助金を交付している。

補助金の事業概要等については、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区地域協働事業助成金 （地域のコミュニティ団体の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的とする。）	100,000円	新宿区地域協働事業助成要綱

イ 補助事業の実績

事業名 新春えのき寄席

実施日 平成22年1月10日 参加人員 120名

(2) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立榎町地域センター

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間

エ 指定管理経費

平成 21 年度は、指定管理の経費として 16,689,000 円を支出している。

管理の運営に要した経費等は 16,947,084 円である。主な支出は、人件費、事務費、事業費、法人税等に充てられた。

なお、利用料金制は採用していない。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する事務局職員は、常勤職員 3 名である。

(3) 指定管理業務の内容

ア 団体登録に係る業務

イ 利用の承認、変更、取消し、不承認等に係る業務

ウ 施設等の管理に係る業務

エ コミュニティ事業の企画、運営等に係る業務（協定事業）

オ 区への連絡、調整に係る業務

カ 区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の形成を促進することを目的とした事業の業務

キ その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(4) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

ア 登録団体・施設の利用状況

	件数	人数	利用率
登録団体数（平成 22 年 3 月末）	242 団体	—	—
施設全体の利用状況	10,804 件	95,160 人	60.9%

イ 企画事業の実績

(ア) 地域センターまつり：平成 21 年 10 月実施 来客数約 1,000 人

(イ) 地域発行：年 4 回

(ウ) その他コミュニティ事業：カラオケ大会、心理学講座等

第 2 監査の結果

補助事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

大久保地域センター管理運営委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

大久保地域センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）は、平成5年9月に設立された任意団体である。

委員会は、住民自治の精神にのっとり、地域住民の相互の交流と活動を通じて、真に豊かで、住んで楽しいまちづくりの促進に寄与することを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

委員会は、事務所を新宿区大久保二丁目12番7号（新宿区立大久保地域センター内）に置き、役員は10名（会長1名、副会長2名、会計2名、会計監査2名、部長3名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

補助対象の事業費は185,609円で、区は、平成21年度に80,000円の補助金を交付している。

補助金の事業概要等については、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区地域協働事業助成金 （地域のコミュニティ団体の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的とする。）	80,000円	新宿区地域協働事業助成要綱

イ 補助事業の実績

事業名 大久保地域センターファミリーウォーク

実施日 平成21年11月8日 参加人員 83名

(2) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立大久保地域センター

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間

エ 指定管理経費

平成 21 年度は、指定管理の経費として 16,689,000 円を支出している。
管理の運営に要した経費等は 17,550,923 円である。主な支出は、
人件費、事務費、事業費、法人税等に充てられた。

なお、利用料金制は採用していない。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する事務局職員は、常勤職員 2 名である。

(3) 指定管理業務の内容

ア 団体登録に係る業務

イ 利用の承認、変更、取消し、不承認等に係る業務

ウ 施設等の管理に係る業務

エ コミュニティ事業の企画、運営等に係る業務（協定事業）

オ 区への連絡、調整に係る業務

カ 区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の
形成を促進することを目的とした事業の業務

キ その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(4) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

ア 登録団体・施設の利用状況

	件数	人数	利用率
登録団体数（平成 22 年 3 月末）	296 団体	—	—
施設全体の利用状況	8,508 件	122,857 人	79.9%

イ コミュニティ事業の実績

(ア) 五月まつり（地域センターまつり）

平成 21 年 5 月実施 来客数 2,910 人

(イ) さわやかおおくぼ（地域誌発行）：年 3 回

(ウ) その他コミュニティ事業

日本文化を楽しむ（盆踊り、香道、手芸、初釜、ひなまつり等）
芸能まつり、頭の良くなる子ども囲碁教室、囲碁大会等

第 2 監査の結果

補助事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められ
なかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

落合第一地域センター管理運営委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

落合第一地域センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）は、平成8年5月に設立された任意団体である。

委員会は、住民の主体性に基づき、地域住民相互の交流と活動を通じて、生活に根ざした文化の向上をはかり、住んで楽しいまちづくりを進めるため、落合とともに生き集うまちづくりの拠点となるセンターの運営を目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

委員会は、事務所を新宿区下落合四丁目6番7号（新宿区立落合第一地域センター内）に置き、役員7名（会長1名、副会長2名、会計2名、会計監査2名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立落合第一地域センター

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

エ 指定管理経費

平成21年度は、指定管理の経費として16,689,000円を支出している。

管理の運営に要した経費等は17,939,856円である。主な支出は人件費、事務費、事業費、法人税等に充てられた。

なお、利用料金制は採用していない。

オ 施設に係る従事職員

施設に従事する事務局職員は、常勤職員4名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア 団体登録に係る業務

イ 利用の承認、変更、取消し、不承認等に係る業務

ウ 施設等の管理に係る業務

エ コミュニティ事業の企画、運営等に係る業務（協定事業）

- オ 区への連絡、調整に係る業務
 - カ 区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の形成を促進することを目的とした事業の業務
 - キ その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務
- (3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

ア 登録団体・施設の利用状況

	件数	人数	利用率
登録団体数(平成 22 年 3 月末)	203 団体	—	—
施設全体の利用状況	9,294 件	106,002 人	58.3%

イ 企画事業の実績

- (ア) 地域センターまつり：平成 22 年 3 月実施 来客数 2,400 人
- (イ) 地域誌発行：年 4 回
- (ウ) その他コミュニティ事業：カルチャー教室、映画会等

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた軽微な事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。また、適切な指導監督もされたい。

柏木地域センター管理運営委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

柏木地域センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）は、平成3年4月に設立された任意団体である。

委員会は、住民自治の精神に基づき、地域住民の相互の交流と活動を通じて、真に豊かで住んで楽しいまちづくりを進めることを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

委員会は、事務所を新宿区北新宿二丁目3番7号（新宿区立柏木地域センター内）に置き、役員は7名（会長1名、副会長2名、会計2名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

補助対象の事業費は662,779円で、区は、平成21年度に100,000円の補助金を交付している。

補助金の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区地域協働事業助成金 （地域のコミュニティ団体の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的とする。）	100,000円	新宿区地域協働事業助成要綱

イ 補助事業の実績

事業名 日帰りバスツアー『小江戸川越と秩父SLの旅』

実施日 平成21年7月5日 参加人員 97名

(2) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立柏木地域センター

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35条）

ウ 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間

エ 指定管理経費

平成 21 年度は指定管理の経費として、16,689,000 円を支出している。管理の運営に要した経費等は、18,819,571 円である。主な支出は人件費、事務費、事業費、法人税等に充てられた。

なお、利用料金制は採用していない。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する事務局職員は、常勤職員 2 名である。

(3) 指定管理業務の内容

ア 団体登録に係る業務

イ 利用の承認、変更、取消し、不承認等に係る業務

ウ 施設等の管理に係る業務

エ コミュニティ事業の企画、運営等に係る業務（協定事業）

オ 区への連絡、調整に係る業務

カ 区民相互の交流を通して地域における区民のふれあいと連帯意識の形成を促進することを目的とした事業の業務

キ その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(4) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

ア 登録団体・施設の利用状況

	件数	人数	利用率
登録団体数（平成 22 年 3 月末）	203 団体	—	—
施設全体の利用状況	7,223 件	92,410 人	59.0%

イ コミュニティ事業の実績

(ア) 新宿かしわまつり（地域センターまつり）

平成 21 年 11 月実施 来客数 2,898 人

(イ) わがまちかしわぎ（地域誌発行）：年 4 回

(ウ) その他コミュニティ事業

布ぞうり作り、エンジョイクッキング、男の料理教室

津軽三味線の響き等

第 2 監査の結果

補助事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。

公益財団法人 新宿未来創造財団

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「財団」という。）は、平成22年4月1日に旧財団法人新宿区生涯学習財団（以下「旧生涯学習財団」という。）と旧財団法人新宿文化・国際交流財団（以下「旧文化・国際交流財団」という。）が統合するとともに、公益財団法人に移行し名称を変更した。

財団は、新宿区民をはじめ都民に対して、歴史、文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めることを目的としている。そのために、財団は地域の魅力を広く発信し、活動を通じて得られた成果を地域で活用することにより、地域コミュニティにおける人々の交流を活性化し、国際性豊かで活力のある住みよい地域社会の実現に寄与するものとし、旧生涯学習財団と旧文化・国際交流財団の事業を引き継いでいる。

監査対象は、旧生涯学習財団及び旧文化・国際交流財団（清算手続きを含む。）の平成21年度の財政援助等に関する事業等とした。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年4月現在）

財団は、事務所を新宿区大久保三丁目1番2号（新宿コズミックスポーツセンター内）に置き、役員は15名（理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事9名、監事3名）である。

2 区との関係

(1) 旧生涯学習財団

ア 出資

区は、平成12年4月に、財団法人設立に伴い、基本財産5億円を出えんしている。

イ 補助事業

(ア) 補助金の名称

新宿区生涯学習財団運営助成

(イ) 補助金額

平成21年度は376,219,267円の補助金を交付している。

(ウ) 根拠法令

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和62年新宿区条例第16号）

(エ) 補助事業の概要

- ① 学習活動の振興及び支援事業
- ② スポーツ振興事業
- ③ 文化財、郷土資料調査研究等事業
- ④ 財団の管理運営に必要な事業

(オ) 補助事業の実績

① 学習活動の振興及び支援事業

青年教室（障がい者の社会参加支援事業）、新宿人 ON STAGE、外国人のための高校進学講習会、中学校・高校生体験事業、生涯学習フェスティバル、団体自主講座への支援事業、生涯学習支援者・指導者バンクの充実、伊那市との交流、障がい者のスポーツ・学習交流事業

② スポーツ振興事業

都立高等学校等施設開放、区民健康マラソン・新宿シティハーフマラソン、新宿スポレク、のびのびクラブ、区民総合体育大会、代表選手の派遣、小・中学生スポーツ大会、コミュニティスポーツ大会

③ 文化財、郷土資料調査研究等事業

高田馬場流鏑馬の公開、民俗芸能フェスティバル、国史跡「林氏墓地」の公開、郷土資料の調査収集、特別展、所蔵資料展、ミニ博物館の充実、夏休み子ども講座、博物館友の会、学校連携事業

ウ 公の施設の管理

(ア) 施設名、施設別管理経費、指定管理料及び利用料金収入は、下表のとおりである。

(イ) 根拠法令は、法第 244 条の 2 第 3 項及び下表の各施設別の根拠条例によるものである。

施設別の指定管理料等は、下表のとおりである。

施設名	管理経費	指定管理料	利用料金収入	根拠法令
新宿区立新宿コズミックスポーツセンター	352,925,318 円	268,306,500 円	91,825,630 円	新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例 (平成 17 年新宿区条第 48 号)
新宿区立大久保スポーツプラザ	34,883,943 円	22,225,600 円	19,505,085 円	新宿区立大久保スポーツプラザ条例 (平成 9 年新宿区条例第 15 号)

新宿区立公園 内運動施設	51,609,454 円	35,740,200 円	23,153,775 円	新宿区立公園に おける運動施設 の管理及び運営 に関する条例 (昭和 52 年新宿 区条例第 19 号)
新宿区立新宿 歴史博物館	101,078,697 円	90,421,000 円	4,378,750 円	新宿区立新宿歴 史博物館条例 (昭和 63 年新宿 区条例第 12 号)
新宿区立林芙 美子記念館	17,599,382 円	14,646,000 円	1,524,650 円	新宿区立林芙美 子記念館条例 (平成 3 年新宿区 条例第 23 号)
新宿区立生涯 学習館	134,897,745 円	146,511,000 円	18,847,025 円	新宿区立生涯学 習館条例 (平成 19 年新宿 区条例第 65 号)
合計金額	692,994,539 円	577,850,300 円	159,234,915 円	

(ウ) 指定期間

新宿区立新宿コズミックスポーツセンター、新宿区立大久保スポーツプラザ、新宿区立公園内運動施設、新宿区立新宿歴史博物館、新宿区立林芙美子記念館については、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年間であり、新宿区立生涯学習館は平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

(エ) 指定管理業務の内容

《新宿区立新宿コズミックスポーツセンター》

- ① コズミックスポーツセンターの利用に関すること
- ② 生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること
- ③ コズミックスポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること
- ④ 生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること
- ⑤ 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ⑥ 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ⑦ コズミックスポーツセンターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

- ⑧ その他コスミックスポーツセンターの管理に関し、区長が必要と認める業務

《新宿区立大久保スポーツプラザ》

- ① スポーツプラザの利用に関する事
- ② 生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関する事
- ③ スポーツプラザを利用するものに対する助言、指導及び相談に関する事
- ④ 生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関する事
- ⑤ 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ⑥ 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ⑦ スポーツプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑧ その他スポーツプラザの管理に関し、区長が必要と認める業務

《新宿区立公園内運動施設》

- ① 運動施設の利用に関する事
- ② スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関する事
- ③ 運動施設を利用するものに対する助言、指導及び相談に関する事
- ④ スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関する事
- ⑤ 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ⑥ 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ⑦ 運動施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑧ その他運動施設の管理に関し、区長が必要と認める業務

《新宿区立新宿歴史博物館》

- ① 新宿及び新宿に関連する地域の歴史及び文化に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関する事
- ② 新宿の歴史等に関する講演会、講座等の開催及び広報、出版等の普及活動に関する事
- ③ 新宿の歴史等に関する調査及び研究に関する事
- ④ 博物館の利用に関する事
- ⑤ 利用の承認、不承認、利用承認の取消し等及び入館の制限等に関する業務
- ⑥ 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ⑦ 博物館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- ⑧ その他博物館の管理に関し、新宿区教育委員会が必要と認める業務

《新宿区立林芙美子記念館》

- ① 林芙美子に関する資料の保管、展示に関すること
- ② 利用料金の納入、減免、返還に関する業務及び入館の制限等に関する業務
- ③ 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ その他記念館の管理に関し、新宿区教育委員会が必要と認める業務

《新宿区立生涯学習館》

- ① 生涯学習館の利用に関すること
 - ② 生涯学習に関する活動を行う団体間の連携の促進に関すること
 - ③ 生涯学習活動の支援に関すること
 - ④ 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
 - ⑤ 生涯学習館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
 - ⑥ 生涯学習館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ⑦ その他生涯学習館の管理に関し、区長が必要と認める業務
- (オ) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

《新宿区立新宿コズミックスポーツセンター》

- ・施設利用人数 554,604 人
(貸切利用 376,442 人、個人利用 14,412 人、事業利用 163,750 人)

《新宿区立大久保スポーツプラザ》

- ・施設利用人数 78,245 人
(貸切利用 76,727 人、個人利用 1,340 人、事業利用 178 人)

《新宿区立公園内運動施設》

- ・西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、妙正寺川公園運動広場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場
- ・施設利用者数 143,806 人
(貸切利用 135,671 人、事業利用 8,135 人)

《新宿区立新宿歴史博物館》

- ・施設利用者数 51,782 人
(入場者数 32,548 人、利用者数 19,234 人)

《新宿区立林芙美子記念館》

- ・利用者数 11,878 人

《新宿区立生涯学習館》

- ・三栄町、赤城、戸山、北新宿、住吉町、西戸山生涯学習会館
- ・施設利用者数 301,298 人
(貸切利用 252,399 人、事業利用 48,899 人)

(2) 旧文化・国際交流財団

ア 出資

区は、平成 11 年 4 月に、財団法人設立に伴い、基本財産として 5 億 2 千万円全額を出えんしている。

イ 補助事業

(ア) 補助金の名称

新宿文化・国際交流財団運営助成

(イ) 補助金額

平成 21 年度は 200,573,559 円の補助金を支出している。

(ウ) 根拠法令

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和 62 年新宿区条例第 16 号）

(エ) 補助事業の概要

① 地域文化活動の推進

② 地域と友好都市等との交流の推進

③ 文化活動及び国際交流に関する調査及び広報

(オ) 補助事業の実績

① 地域文化活動の推進

区民参加型事業（新宿ミュージカル講座等）、区民企画型事業（新宿春の楽しいジャズ祭り等）、独創的鑑賞事業（新春名作狂言の会等）、他団体等が主催する公演チケットを区民優待価格で斡旋、公演主催団体と共催し区民招待を実施、地域ネットワーク事業（新宿モード・ファッション 2009 等）、主催公演鑑賞モニター調査

② 地域と友好都市等との交流事業

レフカダ町との作品交流、友好都市展示会、東城区との作品交流、友好都市等との交流

③ 文化活動及び国際交流に関する調査及び広報

広報紙の発行、情報の収集・整備・提供等

ウ 公の施設の管理

(ア) 施設名

新宿区立新宿文化センター

(イ) 根拠法令

法第 244 条の 2 第 3 項

新宿区立新宿文化センター条例（昭和 53 年新宿区条例第 18 号）

(ウ) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間

(エ) 指定管理経費

平成 21 年度は、指定管理の経費として 161,391,000 円を支出している。

指定管理に要した経費は 353,487,177 円で、主な支出は、人件費、センターの管理及び付随する事業等に充てられた。

利用料金収入は施設の利用及び附帯設備利用に伴うもので、199,767,506 円である。

(オ) 施設に係る従事職員数

従事する職員は職員 7 名、非常勤職員 10 名、臨時職員 1 名の 18 名である。

(カ) 指定管理業務の内容

- ① 文化センターの利用に関すること
- ② 文化芸術の振興に関すること
- ③ 区民に対する文化の普及及び支援に関すること
- ④ 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ⑤ 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ⑥ 文化センターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- ⑦ その他文化センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(キ) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

施設名	利用率 (%)	稼働率 (%)	入場者数 (人)
大ホール	89.4	79.0	256,254
小ホール	85.8	67.4	52,122
展示室	95.3	80.4	37,887
リハーサル室	89.2	77.6	24,443
会議室	90.5	69.4	60,521
合計	—	—	431,227

第 2 監査の結果

出資に係る事業、補助事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。また、適切な指導監督もされたい。

株式会社 フジランド

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

株式会社フジランド（以下「法人」という。）は、昭和33年9月1日に設立された株式会社で、ホテル、旅館、食堂の経営の事業等を営むことを目的とする。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、本店を千代田区平河町二丁目7番1号に置く。

法人の役員は11名（代表取締役社長、専務取締役、常務取締役各1名、取締役4名、常勤監査役1名、監査役3名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立区民健康村「グリーンヒル八ヶ岳」

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立区民健康村条例（平成6年新宿区条例第24号）

ウ 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

エ 指定管理経費

平成21年度は指定管理の経費として、156,300,000円を支出している。指定管理の運営に要した経費は、390,608,263円である。主な支出は、人件費、光熱水費、清掃費及び保守料等に充てられた。

利用料金収入は宿泊施設及び附帯施設の利用に伴うもので、118,000,652円である。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する職員は正社員14名、契約社員10名、派遣1名及びパート18名の計43名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア 健康村の宿泊施設、附帯施設及び設備の維持管理に関する業務

イ 健康村における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務

ウ 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

エ 利用料金の納入、減免及び利用料金の返還に関する業務

オ その他健康村の管理に関し、区長が必要と認める業務

(3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

平成 21 年度の宿泊利用者数は 25,640 人で、利用定員に対する利用率は 48.7%、客室稼働率は 74.2%であった。

また、平成 21 年度は新宿区立区民健康村の管理運営事業に関する基本協定書第 12 条に規定する分配金として、1,727,000 円が区に納入された。

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項については、適正な対応をされたい。また、適切な指導監督もされたい。

社会福祉法人 アゼリヤ会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人アゼリヤ会（以下「法人」という。）は、昭和37年2月に設立された社会福祉法人である。

法人は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を八王子市美山町1463番地に置き、役員10名（理事長1名、常務理事2名、理事5名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に28,089,000円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等については、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金 (特別養護老人ホームあかね苑に対し、利用者サービスの維持・向上など、区民の要望に応えられる施設となるための運営費等を要する経費の一部を補助する。)	16,723,000円	新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱
新宿区医療介護支援補助金 (区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が暮らし続けられる環境の整備を図る。)	11,366,000円	新宿区医療介護支援補助金交付要綱
合計金額	28,089,000円	

イ 補助事業の実績

(ア) 新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金

補助対象経費は、次のとおりである。(あかね苑：定員 60 名)

- ・利用者サービスの維持向上のための支援（基本分・施設振興費）
- ・あん摩マッサージ指圧師加算
- ・小規模施設加算及び小規模施設特別加算

(イ) 新宿区医療介護支援補助金

補助対象経費は次のとおりである。(定員 60 名)

- ・看護職員の配置に要する人件費（1 名）
- ・介護職員の配置に要する人件費（1 名）
- ・医療処置加算（対象ベット 6 床）

(2) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立東戸山高齢者在宅サービスセンター

イ 根拠法令

法第 244 条の 2 第 3 項

新宿区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成 12 年新宿区条例第 40 号）

ウ 指定期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間

エ 指定管理経費

指定管理の経費は介護保険収入を歳入としているため、区は指定管理料は支出していない。

指定管理運営に要した経費は、経常収入は 77,162,054 円（主たる収入は、介護保険収入の 76,721,850 円）で、経常支出は 74,065,441 円（人件費、事務費、事業費等）となっている。施設整備による支出は器具備品購入で 301,350 円である。また、財務活動収支については、運営資金借入金の一部返還金 5,500,000 円である。

オ 施設に係る従事職員

施設に従事する職員は、10 名（常勤職員 5 名、非常勤職員 5 名）である。

(3) 指定管理業務の内容

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護

イ 介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護

ウ 介護保険法第 8 条第 16 項に規定する認知症対応型通所介護

エ 介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

オ 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

- カ 利用料金の納入及び利用料金の減額に関する業務
- キ サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ク その他サービスセンターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(4) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

- ・実施日数：延べ 308 日　・利用延べ日数：8,027 人
- ・1 日平均：26.1 人　・入浴延人数：1,101 人
- ・行事プログラムは、花見ドライブ等、スポーツ大会、おやつ作り、七夕会、敬老会、節分等

第 2 監査の結果

補助事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「法人」という。）は、昭和47年3月に、設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区西新宿八丁目3番39号STSビル内に置き、役員は17名（理事長1名、副理事長3名、常務理事1名、理事10名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名、施設別指定管理料、指定期間は、下表のとおりである。

イ 根拠法令は、法第244条の2第3項及び各施設別の根拠条例によるものである。

施設別の指定管理料等は下記のとおりである。

施設名	指定管理料	指定期間	根拠法令
新宿区立高田馬場福祉作業所	24,573,436円	平成17年4月1日～ 平成22年3月31日 (5年間)	新宿区立福祉作業所条例 (平成16年新宿区条例第42号)
新宿区立新宿生活実習所	97,787,243円	平成18年4月1日～ 平成23年3月31日 (5年間)	新宿区立新宿生活実習所条例 (平成20年新宿区条例第13号)
合計金額	122,360,679円		

ウ 指定管理の運営に要した経費

《新宿区立高田馬場福祉作業所》

高田馬場福祉作業所の管理運営に要した経費は、就労支援事業7,082,271円、福祉事業活動による経費は、121,245,864円（人件費、事務費、事業費等）であり、財務活動による経費は482,096円となって

いる。

就労支援事業活動による収入は 7,543,096 円であり、福祉事業活動による収入は 107,295,212 円（主たる収入は、自立支援費等収入 80,754,058 円、指定管理料収入 24,573,436 円）である。

《新宿区立新宿生活実習所》

新宿生活実習所の管理運営に要した経費は、経常活動支出で 199,712,544 円（人件費、事務費、事業費等）であり、財務活動による経費は 6,504,275 円となっている。経常活動による収入は 203,475,719 円（主たる収入は自立支援費等収入と指定管理料収入等）である。

エ 施設に従事する職員数(平成 22 年 3 月)

(ア) 高田馬場福祉作業所に従事する職員は、常勤職員 11 名、非常勤職員 8 名である。

(イ) 新宿生活実習所に従事する職員は、常勤職員 23 名、非常勤職員 7 名である。

(2) 指定管理業務の内容

《新宿区立高田馬場福祉作業所》

- ① 就労継続支援事業に関する業務
- ② 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ③ 利用料金の納入に関する業務
- ④ 作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他作業所の管理に関し、区長が必要と認める業務

《新宿区立新宿生活実習所》

- ① 障害者自立支援法に規定する生活介護事業、短期入所事業、日中一時支援事業のうち日中ショートステイ事業に関する業務
- ② 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ③ 利用料金の納入及び利用料金の減免に関する業務
- ④ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他生活実習所の管理に関し、区長が必要と認める業務

(3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

《新宿区立高田馬場福祉作業所》

- ・定員 54 名（現員 51 名）
- ・開所日数 242 日 通所延人員 11,204 人 利用率 86.1%
- ・工賃平均月額：10,360 円
- ・作業実績：取引実績業者数 21 社
- ・就労支援：企業実習等 6 社・区役所実習 4 回

《新宿区立新宿生活実習所》

- ・生活介護事業：定員 50 名 在籍 48 名
- ・所外活動（散歩・プール（14 回）・買物・調理実習・社会活動日の外出等）

- ・所内活動（手芸等の作業活動・ダンス・絵画・陶芸等）
- ・クラブ活動（手作り・スノーブレン・エクササイズ・音楽・散歩）
- ・余暇活動支援としての行事開催（10回）
- ・短期入所事業：（定員3名）実利用人数267人 実利用日数721日
- ・日中一時支援事業：（定員3名）実利用人数46人 実利用日数89日

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた軽微な事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、適切な指導監督をされたい。

社会福祉法人 邦友会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人邦友会（以下「法人」という。）は、平成5年9月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人の主たる事務所を栃木県大田原市北金丸2600番地7に置き、従たる事務所を新宿区百人町四丁目630番地6に置く。

法人の役員は12名（理事長、副理事長各1名、理事8名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、30,563,000円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等については、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
障害者支援施設運営費補助金 （新宿区内で社会福祉法人が運営する障害者支援施設の事業運営に要する経費の一部を補助することにより、障害者の福祉の向上を図る。）	12,767,000円	新宿区障害者支援施設事業運営費補助金交付要綱
新宿区医療介護支援補助金 （区内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療的処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図る。）	17,796,000円	新宿区医療介護支援補助金交付要綱
合計金額	30,563,000円	

(2) 補助事業の実績

ア 障害者支援施設運営費補助金

(ア) 事業実施に要した経費は 13,646,227 円である。

(イ) 補助対象経費は、次のとおりである。

- ・看護職員の配置に要する人件費
- ・通所バス運行経費（週 5 回）

イ 新宿区医療介護支援補助金

(ア) 事業実施に要した経費は 17,976,000 円である。

(イ) 補助対象経費は、次のとおりである。

- ・看護職員に配置に要する人件費（2 名）
- ・介護職員に配置に要する人件費（1 名）
- ・医療処置加算（補助対象ベッド 10 床）

第 2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

特定非営利活動法人 工房「風」

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

特定非営利活動法人工房「風」（以下「法人」という。）は、平成17年6月に設立された特定非営利活動法人である。

法人は、一般市民を対象として、精神科へ通院治療中の精神障害者が社会復帰や社会参加を促進する事業を行うとともに地域生活を営むための支援や地域住民の理解を求める事業を行うことで地域福祉の向上に寄与することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区中落合四丁目23番25号に置き、役員は5名（理事長1名、理事3名、監事1名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、17,001,150円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区地域活動支援センター補助金 （社会福祉法人等が実施する地域活動支援センターの運営等に要する経費を補助する。）	10,094,500円	地域活動支援センター補助金交付要綱
新宿区居住サポート事業補助金 （社会福祉法人が実施する居住サポートの運営等に要する経費を補助する。）	1,764,000円	新宿区居住サポート事業補助金交付要綱

新宿区精神障害者就労支援施設運営助成補助金 (小規模作業所等から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへ移行した社会福祉法人等に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助する。)	5,142,650 円	新宿区精神障害者就労移行支援施設運営助成補助金交付要綱
合計金額	17,001,150 円	

イ 補助事業の実績

(ア) 地域活動支援センター

障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができることを目指し、創作的活動や生産活動及び余暇活動等の実施を通じて社会参加の機会を提供した。

事業実施に要した経費は、19,336,307 円である。

- ・定員 10 名（在籍数 13 名） 延利用者数 1,360 人
- ・開所日数 243 日
- ・活動実績

日常生活訓練：施設内の清掃、通院サポート、スポーツ・ウォーキング、料理、季節の行事、健康教室

- ・自主製品製作：ビーズ作り、パン作り

(イ) 相談支援事業

電話、面接、同行及び訪問等による日常生活に関する相談及び支援（延利用者数月平均 60 件）

(ウ) 居住サポート事業

障害のある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう、その方にあった住まい所を一緒に考え、制度の利用や一般住宅や居住の継続を支援した。

住宅探し（19 件） 契約手続き支援（5 名） 公的保証人制度の照会及び支援（2 名） 入居継続支援（44 名）

(エ) 精神障害者就労移行支援施設運営助成（就労継続支援 B 型）

一般企業等での就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、作業訓練をはじめ、施設外支援や施設外就労などの訓練を行った。また、就労に必要な知識や能力の向上のために、顧問医による健康教室の実施、求職に関する支援を行った。

事業実施に要した経費は、12,438,159 円である。

- ・定員 20 名（在籍者数 19 名） 延利用者数 2,832 人
- ・開所日数 243 日
- ・活動実績：作業訓練、施設外就労等、雑誌・カタログ封入作

業、福祉ショップ店員、地域緑化事業、草取り作業等

・自主製品制作：ビーズづくり、パン作り等

(オ) 施設に従事する職員 常勤職員 5名 非常勤職員 3名

(カ) 補助対象とした施設の規模（賃貸住宅）

・建築面積 127.71 m²

第2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた軽微な事項があった。

社会福祉法人 東京ムツミ会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人東京ムツミ会（以下「法人」という。）は、平成14年9月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区三栄町8番地森山ビル東館2階に置き、法人の役員は9名（理事長1名、理事6名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、26,363,359円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区地域活動支援センター補助金 （社会福祉法人等が実施する地域活動支援センターの運営等に要する経費を補助する。）	14,301,919円	地域活動支援センター補助金交付要綱
新宿区居住サポート事業補助金 （社会福祉法人が実施する居住サポートの運営等に要する経費を補助する。）	1,764,000円	新宿区居住サポート事業補助金交付要綱

新宿区精神障害者就労支援施設運営助成補助金 (小規模作業所等から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへ移行した社会福祉法人等に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助する。)	10,297,440 円	新宿区精神障害者就労移行支援施設運営助成補助金交付要綱
合計金額	26,363,359 円	

イ 補助事業の実績

(ア) 地域活動支援センター

精神障害を持つ人が気軽に通える場所を提供している。プログラムを通じて社会参加を促し、生活力の向上につながるよう支援する。

補助対象経費は、年間利用者数をもとにした基本額、重症度加算、相談延長加算及び施設借上げ費であり、人件費、事務費及び施設賃借料等に充てられている。

事業実施に要した経費は 24,396,547 円である。

・利用者等実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在籍者数	15	15	16	18	18	18	20	20	19	21	21	22
体験者数	2	1	1	1	2	1	2	3	2	3	0	0
1日平均利用者	4	4.5	5.3	5.1	5.5	5.6	6.6	5.9	5.2	6.1	4.6	5.2
見学者数	3	4	1	2	6	1	4	6	2	1	2	2

・主なプログラム

月	火	水	木	金
はがき絵 七宝焼 図工 カラオケ	料理	音楽鑑賞 オカリナ	スポーツ エアロビクス ヨガ 太極拳	ビデオ鑑賞 ゲーム 健康セミナー

(イ) 居住サポート事業

地域で生活する精神障害を持つ人の住まいに関する支援を行う制度の紹介等を通じ、その方にあった住まい探しを手伝う。

補助対象経費は事業を実施する際の基本額であり、人件費等に充てられている。

平成 21 年度の相談実績は 10 件である。

(ウ) 精神障害者就労移行支援施設運営助成（就労継続支援 B 型）

勤労意欲のある精神障害を持つ人に働く場を提供し、作業や訓練を通じて就労に必要な力を習得できるよう支援する。

補助対象経費は、人件費及び施設借上げ費である。

事業実施に要した経費は 20,879,318 円である。

・利用者及び工賃実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
開所日数(日)	22	20	22	22	21	19
登録者数(人)	31	31	32	31	31	31
1日平均通所者(人)	15.5	13.8	15.5	16.0	15.2	15.7
平均工賃(円)	8,787	13,829	14,247	12,695	14,002	18,676

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開所日数(日)	21	19	19	19	19	22
登録者数(人)	32	32	34	33	30	29
1日平均通所者(人)	15.0	15.2	14.2	13.5	14.6	14.0
平均工賃(円)	11,997	7,015	9,530	9,847	8,376	15,901

事業所内軽作業としてキムチ袋折、自主製品（七宝焼、ステンシルはがき）作成、タウン誌発送等、事業所外作業として公園清掃、消火器点検、花壇整備、福祉ショップ1・2号店、防災ひろばの草むしり等がある。また、企業内作業として本の発送、パソコン入力等がある。

- (エ) 施設に従事する職員 常勤職員4名 非常勤職員3名
- (オ) 補助対象とした施設の規模（賃貸住宅） 建築面積232.98㎡

第2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
 所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人 結の会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人結の会（以下「法人」という。）は、平成14年9月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区高田馬場三丁目18番25号第1康洋ビル8階に置き、役員は8名（理事長1名、理事5名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、22,234,856円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区地域活動支援センター補助金 （社会福祉法人等が実施する地域活動支援センターの運営等に要する経費を補助する。）	13,681,775円	地域活動支援センター補助金交付要綱
新宿区居住サポート事業補助金 （社会福祉法人が実施する居住サポートの運営等に要する経費を補助する。）	1,764,000円	新宿区居住サポート事業補助金交付要綱

新宿区精神障害者就労支援施設運営助成補助金 （小規模作業所等から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスへ移行した社会福祉法人等に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助する。）	6,789,081 円	新宿区精神障害者就労移行支援施設運営助成補助金交付要綱
合計金額	22,234,856 円	

イ 補助事業の実績

(ア) 地域活動支援センター事業

精神障害者を個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができることをめざし創作的活動や生産活動及び余暇活動等の実施を通じて社会参加の機会を提供した。

障害のある方は地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害のある方・ご家族・地域の方への相談支援・啓発事業を行う。

- ・補助対象経費は、年間利用者数をもとにした基本額、重症度加算、相談延長加算及び施設借上費であり、人件費に充てられている。

- ・事業実施に要した経費は、18,571,604 円である。

- ・定員 10 名（在籍数 52 名）、延利用者数 1,575 人、開所日数 239 日

〈活動実績〉：創作的活動（手漉きはがき、エコバック等の自主製品の作成、販売活動等）

〈自己啓発活動〉：パソコン教室等

〈交流・居場所づくりの提供〉：延利用者数 1,575 人

(イ) 相談支援事業

電話、面接、同行及び訪問等による日常生活に関する相談及び支援（延利用者数約 5,715 人）

(ウ) 居住サポート事業

入居及び転居等の希望者への相談と支援、関係機関との調整（相談延件数 35 件）

(エ) 精神障害者就労移行支援施設運営助成（就労継続支援 B 型）

一般企業等で就労が困難な人等に働く場を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。

- ・定員 20 名（在籍者数 39 名）、延利用者数 1,575 人、開所日数 239 日

〈活動実績〉：所内での受注作業（封入作業、メール発送作業等）及び所外での受注事業（福祉ショップ、清掃作業、緑化推進事業等）

- ・事業実施に要した経費は、24,573,148 円である。

- (オ) 施設に従事する職員 常勤職員 4名 非常勤職員 3名
- (カ) 補助対象とした施設の規模（賃貸住宅） 建築面積 169.91 m²

第2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「法人」という。）は、平成13年9月に設立された特定非営利活動法人である。

法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで豊かで活力のある社会の実現に寄与するために設立された法人である。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人の主たる事務所は、豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6Fに置き、役員は14名（代表理事1名、理事12名、監事1名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

(ア) 施設名、指定管理料等については、下表のとおりである。

(イ) 根拠法令は、法第244条の2第3項及び下表の各施設別の根拠条例によるものである。

施設別の経費及び根拠条例等は下表のとおりである

施設名	指定管理料	指定管理期間	根拠条例
新宿区立早稲田南町地域交流館・新宿区立早稲田南町児童館(併設施設)	11,154,622円	平成21年4月1日～平成26年3月31日 (5年間)	新宿区立地域交流館条例 (平成20年新宿区条例第47号) 新宿区立児童館条例 (平成39年新宿区条例第44号)
新宿区立西早稲田地域交流館	19,910,666円	平成21年4月1日～平成26年3月31日 (5年間)	新宿区立地域交流館条例 (平成20年新宿区条例第47号)
新宿区立西新宿児童館	18,209,884円	平成21年4月1日～平成26年3月31日 (5年間)	新宿区立児童館条例 (昭和39年新宿区条例第44号)
合計金額	49,275,172円		

(ウ) 指定管理経費

各館に区が支出した指定管理経費と各館ごとの管理運営に要した経費は、以下のとおりである。

《早稲田南町地域交流館・早稲田南町児童館》

・平成 21 年度は、早稲田南町地域交流館には 11,154,622 円が支出されている。指定管理の運営に要した経費は 11,154,622 円で、主に人件費、運営費、管理経費、備品費、施設修繕費に充てられた。

また、早稲田南町児童館には、18,209,884 円が支出されている。指定管理の運営に要した経費は 18,209,884 円で、主な支出は人件費、運営費、管理経費、備品費、施設修繕費に充てられた。

なお、両施設は新宿区立地域交流館条例第 25 条及び新宿区立児童館条例第 5 条の規定により使用料は無料であり、徴収していない。

・施設に従事する職員は、地域交流館 6 名、児童館 4 名である。

《西早稲田地域交流館》

・平成 21 年度は 19,587,567 円が支出されている。指定管理に要した経費は 19,910,666 円で、主な支出は人件費、運営費、管理経費に充てられた。なお、新宿区地域交流館条例第 25 条の規定により使用料は無料であり、徴収していない。

・施設に従事する職員は 6 名である。

《西新宿児童館》

・平成 21 年度は 27,050,418 円が支出されている。指定管理に要した経費は 27,050,418 円で、主な支出は人件費、運営費、管理経費に充てられた。なお、新宿区立児童館条例第 5 条の規定により使用料は無料であり、徴収していない。

・施設に従事する職員は、職員 6 名である。

(エ) 指定管理業務の内容

《早稲田南町地域交流館・早稲田南町児童館》

- ① 地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること
- ② 高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること
- ③ 児童館の利用による児童の福祉の増進に関すること
- ④ 児童の遊びの指導、児童福祉に関する行事、その他児童の健全な育成、相談に関すること
- ⑤ 地域交流館の団体登録、地域交流館及び児童館の利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ⑥ 館の施設、設備の維持管理に関する業務
- ⑦ その他、地域交流館、指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

《西早稲田地域交流館》

- ① 地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること
- ② 高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること
- ③ 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ④ 館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他館の管理に関し、区長が必要と認める業務

《西新宿児童館》

- ① 館の利用による児童の福祉の増進に関すること
- ② 児童の遊びの指導、児童福祉に関する行事、その他児童の健全な育成、相談に関すること
- ③ 利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ④ 指定児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他指定児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

(オ) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

《早稲田南町地域交流館・早稲田南町児童館》

・学校別等利用者数

学校名	利用者数（延べ人数）
早稲田小学校	15,157 人
鶴巻小学校	1,692 人
戸塚第一小学校	4 人
余丁町小学校	6 人
その他小学校	217 人
その他（幼児・その他）	5,980 人
合計	23,056 人

・主な事業

輪投げ大会、囲碁大会、折り紙教室、月見の夕べ、プラネタリウム、安全教室、映画会、工作教室、料理教室、ドッジボール大会、児童館まつり、こども会議、幼児サークル等

その他施設整備、施設利用者対象の避難訓練等

《西早稲田地域交流館》

・利用状況

利用項目	利用者数（延べ人数）
貸室利用合計	13,474 人
内訳（集会室）	8,771 人
（和室）	1,588 人
（調理室）	3,115 人
個人利用合計	7,471 人
総合計	20,945 人

・主な事業

ウォーキング（ぶらり新宿まち歩き） 体操教室 男の料理教室
フラワーアレンジメント 歴史講座 地域懇談会等
館主催講座：合計 16 講座 延べ参加人数（1,402 名）
その他施設整備、施設利用者対象の避難訓練等

《西新宿児童館》

・利用者数(延べ人数)：西新宿小学校 12,999 人

・主な事業

映画会、工作教室、料理教室、ドッジボール大会、児童館まつり、
子ども会議、幼児サークル等

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた軽微な事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、適切な指導監督をされたい。

生活協同組合・東京高齢協

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

生活協同組合・東京高齢協（以下「法人」という。）は、平成11年3月に、消費生活協同組合法に基づき設立された生活協同組合である。

法人は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を豊島区南大塚二丁目42番7号水野ビル2階に置き、役員は19名（理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、理事12名、監事3名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立信濃町シニア活動館

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立シニア活動館条例（平成20年新宿区条例第19号）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

エ 指定管理経費

平成21年度は、17,106,323円が支出された。指定管理に要する経費は17,233,043円で、主に人件費、事務費等に充てられた。

なお、新宿区立シニア活動館条例第25条の規定により使用料は無料であり、徴収していない。

オ 施設に係る従事職員数

従事する職員は、館長1名、副館長1名、職員2名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関すること

イ シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること

ウ 団体登録、利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

- エ 館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - オ その他館の管理に関し、区長が必要と認める業務
- (3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）
- ・ 利用対象者：シニア世代の者及び高齢者
 - ・ 開館日数 359 日
 - ・ 施設利用状況：個人利用者数 22,884 人
風呂利用者数 7,391 人
団体利用者数 8,007 人
 - ・ 実施講座：34 講座
(イベント含む、うち共催事業 10 講座、後援事業 1 講座)
 - ・ 主な事業：簡単お手軽健康体操、50 歳からはじめるいきいきパソコン講座、落語&小噺劇場

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人 マザアス

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人マザアス（以下「法人」という。）は、平成6年10月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を東久留米市氷川台二丁目5番7号に置き、役員は10名（理事長1名、理事7名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

施設整備に係る総事業費は771,914,000円で、そのうち補助対象となる経費は578,828,477円である。区は、平成21年度に382,850,000円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助金 （地域密着型介護老人福祉施設及び併設短期入所生活介護施設整備経費）	224,000,000円	新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱
新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助金 （小規模多機能型居宅介護施設整備経費）	61,950,000円	新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱

新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金 (認知症高齢者グループホーム施設整備経費)	92,500,000円	新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱
新宿区認知症高齢者グループホーム防火対策設備整備補助金 (認知症高齢者グループホーム設備整備経費)	4,400,000円	新宿区認知症高齢者グループホーム防火対策設備整備補助要綱
合計金額	382,850,000円	

イ 補助事業の実績

- (ア) 事業名 旧東戸山中学校の一部を活用した小規模特別養護老人ホーム等整備事業
- (イ) 事業内容 建設工事費、工事事務費
- (ウ) 施設名 マザアス新宿
- (エ) 所在地 東京都新宿区新宿七丁目3番31号
- (オ) 建物概要 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (カ) 種別及び定員
- ・小規模特別養護老人ホーム(定員29名 3ユニット)
 - ・小規模特別養護老人ホーム(併設ショートステイ定員3名)
 - ・認知症高齢者グループホーム(定員18名)
 - ・小規模多機能型居宅介護(登録定員25名)

第2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

医療法人社団 曙光会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

医療法人社団曙光会（以下「法人」という。）は、平成10年8月に設立された医療法人である。

法人は、診療所及び通所リハビリテーション施設を運営し、科学的でかつ適正な医療及び福祉を普及することを目的としている。

(2) 団体（本部）の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区河田町3番2号に置き、役員は6名（理事長1名、理事4名、監事1名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

施設整備に係る総事業費は106,950,000円で、補助対象となる経費は46,862,550円である。区は、平成21年度に46,862,000円の補助金を交付している。

補助金の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助金（小規模多機能型居宅介護施設整備経費）	46,862,000円	新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱

イ 補助事業の実績

- (ア) 事業名 新宿区住吉町小規模多機能型居宅介護事業所整備事業
- (イ) 事業内容 改修工事費、工事事務費
- (ウ) 施設名 コンフォメディケアプラザ
- (エ) 所在地 新宿区住吉町9番10号
- (オ) 建物概要 鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階
小規模多機能型居宅介護事業所（2階）
- (カ) 種別及び定員 小規模多機能型居宅介護
（登録定員25名 通所定員15名 宿泊定員9名）
- (キ) 併設施設 認知症対応型通所介護施設（1階）
医療法第42条運動療法施設（地下1階）

第2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人 杉の子会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人杉の子会（以下「法人」という。）は、平成13年3月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区大久保二丁目11番5号に置き、役員は8名（理事長1名、理事5名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、15,489,107円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
エイビイシー保育園		
① 新宿区認可保育所防犯設備整備事業補助金 （私立認可保育所が防犯設備の整備を行う際に係る経費を補助する。）	688,000円	平成21年度新宿区認可保育所に防犯設備を整備する事業に関する補助金交付要綱
② 新宿区保育所等緊急地震速報受信環境整備事業補助金 （私立認可保育所等が緊急地震速報受信環境の整備を行う際に係る経費について補助する。）	1,475,707円	平成21年度新宿区保育所等に緊急地震速報受信環境を整備する事業に関する補助金交付要綱

エイビイシイ風の子クラブ			
③	民間学童クラブ運営費補助金 (新宿区内において民間学童クラブを実施する場合の運営に要する経費の一部を補助することで児童福祉の増進を図る。)	13,325,400 円	新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱
	合計金額	15,489,107 円	

イ 補助事業①②の実績

(ア) 認可保育所防犯設備整備事業補助金

- ・事業に要した経費は 741,090 円である。
- ・平成 22 年 3 月 13 日に保育園入口 2 か所に防犯カメラを、2 か所にセンサーライトを設置した。

(イ) 保育所等緊急地震速報受信環境整備事業補助金

- ・事業に要した経費は 1,475,707 円である。
- ・平成 22 年 2 月 9 日に緊急地震端末親機 1 台を保育園地下 1 階事務室に設置した。

ウ 補助事業③の実績

民間学童クラブ運営費補助金

- ・学童クラブの運営に要した経費は 30,483,658 円である。
- ・補助対象経費は、指導員報酬、延長保育加算、障害児加算、施設賃借料等である。
- ・エイビイシイ風の子クラブの実績は次のとおりである。
 開設日数 296 日 (内土曜日 51 日、日曜・祝日 0 日)
 登録児童数 39 人 (平成 22 年 3 月末現在)
 職員配置 常勤 5 人、非常勤 1 人

第 2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
 所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人 新栄会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

社会福祉法人新栄会（以下「法人」という。）は、昭和27年5月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区百人町三丁目21番14号に置き、役員は9名（理事長1名、理事6名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業等

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、303,242,778円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区保育所等緊急地震速報受信環境整備事業補助金 （私立認可保育所等が緊急地震速報受信環境の整備を行う際に係る経費について補助する。）	1,346,778円 （内訳） 新栄保育園 755,669円 オルト保育園 591,109円	平成21年度新宿区保育所等に緊急地震速報受信環境を整備する事業に関する補助金交付要綱
高田馬場三丁目における私立認可保育所施設整備費等補助金 （私立認可保育所の施設整備に係る経費の一部を補助することにより、保育所の整備を促進し、入所児の処遇の向上を図る。） {オルト保育園建設助成}	299,936,000円	高田馬場三丁目における私立認可保育所施設整備費等補助金交付要綱

高田馬場第一保育園跡地東側への 塀の設置委託 (高田馬場第一保育園跡地東側 の塀の設置に際し、区と法人が協議 した結果、法人が塀の設置工事を 行い、区が設置工事に係る費用を 負担する旨の協定が締結された。)	1,960,000 円	新宿区社会福祉法人 に対する補助金の交 付に関する条例 協定書
合計金額	303,242,778 円	

イ 補助事業等の実績

(ア) 保育所等緊急地震速報受信環境整備事業補助金

《新栄保育園》

平成 22 年 3 月 19 日に緊急地震端末親機 1 台を保育園 1 階事務室
に設置した。事業に要した経費は 755,669 円である。

《オルト保育園》

平成 22 年 2 月 19 日に緊急地震端末親機 1 台を保育園 1 階事務室
に設置した。事業に要した経費は 591,109 円である。

(イ) 高田馬場三丁目における私立認可保育所施設整備費等補助金

平成 22 年 4 月 1 日にオルト保育園が開園した。

<施設概要>

建築面積 905.95 m² 延べ面積 1,764.60 m²

鉄筋コンクリート造 地上 3 階 定員 122 人

なお、本体工事費、冷暖房設備工事費、園庭整備工事費、工事事
務費及び設計委託料の合計は 401,607,148 円である。

(ウ) 高田馬場第一保育園跡地東側への塀の設置委託

平成 21 年 11 月 25 日に高田馬場第一保育園跡地東側に敷地への侵
入防止等用の塀が設置された。なお、設置費は 2,058,000 円である。

(2) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立富久町保育園

イ 根拠法令

法第 244 条の 2 第 3 項

新宿区立保育所条例（昭和 36 年新宿区条例第 7 号）

ウ 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間

エ 指定管理経費

平成 21 年度は 293,387,319 円が支出されている。主に人件費、施設費
等に充てられた。管理運営に要した経費は 291,552,430 円である。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する職員は、施設長、園長各 1 名、主任保育士 2 名、保育士 31 名、保育士パート 6 名、栄養士・調理師 5 名、調理員パート 2 名、用務員、保健師、事務員、嘱託医各 1 名の計 52 名である。

(3) 指定管理業務の内容

- ア 入所児童の保育の実施
- イ 延長保育、一時保育、休日保育の実施
- ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ その他指定保育所の管理に関し、区長が必要と認める業務

(4) 施設の利用実績等

ア 入所児童数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定員	145	145	145	145	145	149	149	149	149	149	149	149	1,768
入所児	141	143	143	143	143	144	145	146	147	147	149	149	1,740
充足率	97.2	98.6	98.6	98.6	98.6	96.6	97.3	98.0	98.7	98.7	100.0	100.0	98.4

イ 特例保育（延べ人数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例	194	197	198	204	201	202	200	197	199	199	198	199

ウ 延長保育登録人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延長	40	40	40	40	40	40	40	39	40	40	40	40

エ 休日保育登録人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休日	14	17	17	17	18	20	21	20	21	21	21	21

第2 監査の結果

補助事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社 日本保育サービス

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

株式会社日本保育サービス（以下「法人」という。）は、平成16年10月に設立された株式会社である。

法人は、『セーフティ（安全）&セキュリティ（安心）を第一に』『いつまでも思い出に残る施設であること』『利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供』を運営理念としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、本社を愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号住友生命千種ニュータワービル17階に置き、役員は7名（代表取締役1名、取締役5名、監査役1名）である。

2 区との関係

(1) 監査の対象とした補助事業

ア 補助事業等の内容

補助対象の総事業費は60,932,239円（改修経費59,947,437円、開設準備期間施設賃借経費685,552円、防犯設備整備経費299,250円）で、区は、平成21年度に、53,438,250円の補助金を交付している。

各補助金別の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区認証保育所開設準備経費補助金 （新宿区認証保育所運営費等補助要綱に基づき新宿区内に認証保育所を開設する設置者に対する開設準備経費に係る補助金）	53,139,000円	新宿区認証保育所運営費等補助要綱
新宿区認証保育所防犯設備整備事業補助金 （新宿区認証保育所に防犯設備を整備する事業に関する補助金交付要綱に基づく防犯設備整備に係る経費に対する補助金）	299,250円	平成21年度新宿区認証保育所に防犯設備を整備する事業に関する補助金交付要綱
合計金額	53,438,250円	

イ 補助事業の実績

(ア) 開設準備経費補助金

施設名 キッズプラザアスク西新宿園（定員 30 名）

施設所在地 新宿区西新宿六丁目 20 番 7 号

コンシェルシア西新宿タワーズウェスト 1 階

事業名 キッズプラザアスク西新宿園開設準備工事

事業内容 設計委託費、工事費、施設賃借経費

(イ) 防犯設備整備事業補助金

非常通報装置 1 台、再呼信号受理用電話機 1 台等

第 2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

特定非営利活動法人 新宿環境活動ネット

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

特定非営利活動法人新宿環境活動ネット（以下「法人」という。）は、平成15年8月に設立された特定非営利活動法人である。

法人は、主として新宿を中心としてその周辺地域のまちが環境に配慮した快適な都市になることを願う人たちが、市民・事業者・行政の立場や専門分野を超えて情報交流するゆるやかなネットワーク運営事業を軸に、環境への配慮を推進する関連事業実施を通じて、持続可能な社会実現に寄与することを目的としている。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、事務所を新宿区西新宿六丁目12番7-807号に置き、役員は10名（代表理事1名、副代表理事2名、理事5名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立環境学習情報センター

新宿区立区民ギャラリー

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立環境学習情報センター条例（平成15年新宿区条例第71号）

新宿区立区民ギャラリー条例（平成15年新宿区条例第73号）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

エ 指定管理経費

平成21年度は、新宿区立環境学習情報センター50,636,000円、新宿区立区民ギャラリー12,673,000円、計63,309,000円が支出された。指定管理の運営に要した経費は69,931,322円で、主に人件費、運営費、施設管理経費、事業経費等に充てられた。

利用料金収入は施設の利用に伴うもので、4,460,400円である。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する職員はセンター長1名、従事職員5名の計6名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア 新宿区立環境学習情報センター

- (ア) センターの施設、事務室及び設備の維持管理に関する業務
 - (イ) 環境の保全に関する情報の収集及び提供に関すること
 - (ウ) 環境の保全に関する学習の振興に関すること
 - (エ) 環境の保全に関する講演、講習等の開催に関すること
 - (オ) センターの展示室、研修室及び附帯設備の利用に関すること
 - (カ) センターの利用承認、不承認及び承認の取消し等に関する業務
 - (キ) 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
 - (ク) その他センターの管理に関し、区長が必要と認める事業
- イ 新宿区立区民ギャラリー
- (ア) ギャラリーの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (イ) ギャラリーの利用の承認、不承認及び承認の取消し等に関する業務
 - (ウ) 利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
 - (エ) その他ギャラリーの管理に関し、区長が必要と認める業務
- (3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

ア 各施設の利用実績

施設	利用件数	稼働率
センター 研修室	353 件	42.1%
センター 展示室	32 件	86.17%
ギャラリー 展示ホール	73 件	72.6%

イ 主な事業実績

- (ア) 環境の保全に関する情報の収集及び提供
 - ・「新宿環境学習情報センターニュース」等の発行 隔月 1,500 部
 - ・「情報整備事業」環境関連図書、環境学習プログラム、活動団体情報、普及啓発ビデオ、環境報告書等の整備
- (イ) 環境の保全に関する学習の振興
 - ・「都市と農山村交流でエコツアー体験」4 回実施 101 名参加
 - ・「新宿の環境学習応援団」まちの先生見本市 64 団体参加、1,543 名参加
- (ウ) 環境の保全に関する講演、講習等の開催
 - ・「新宿区エコリーダー養成講座」（入門編）13 回開催 502 名参加
 - ・「新宿区環境学習・環境活動指導者養成講座」（専門編・教員・ビジネス編）8 回開催 218 名参加

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
 所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、平成16年6月に東京都知事の認可を受け設立された市街地再開発組合である。

組合は、西新宿八丁目成子地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、業務・商業・住宅からなる複合市街地の形成を図るとともに、副都心にふさわしい都市環境の整備を行う第一種市街地再開発事業計画を策定し設立された。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

組合の事務所は、新宿区西新宿八丁目16番1号に置き、役員は12名（理事長1名、副理事長1名、理事8名、監事2名）である。

2 区との関係

(1) 補助事業

ア 補助事業等の内容

区は、平成21年度に、784,000,000円の補助金を交付している。

補助金の事業概要等は、下表のとおりである。

補助金の名称及び事業概要	支出済額	根拠法令
新宿区市街地再開発事業補助金 （新宿区が補助採択した第一種市街地再開発事業を行う施行者に対する補助金）	784,000,000円	新宿区市街地再開発事業補助要綱

イ 補助事業の実績

(ア) 補助対象事業

西新宿八丁目成子地区第一種市街地再開発事業（施行地区面積約2.5ha）にかかる事業費の一部を補助する。

(イ) 補助事業内訳

・調査設計計画	186,500,000円
・共同施設整備費	1,148,213,532円
合計	1,334,713,532円

(参考：21年度総事業支出 組合決算報告書から)

平成21年度支出額 (決算報告書から)

・事業費		9,146,847,462 円
調査設計計画費	186,500,000 円	
工事費	8,895,564,937 円	
その他	64,782,525 円	
・その他経費		4,015,844,981 円
総計		13,162,692,443 円

第2 監査の結果

補助事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社 図書館流通センター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的・設立年月日等

株式会社図書館流通センター（以下「法人」という。）は、昭和54年12月に設立された株式会社で、図書館管理運営の受託及び代行業等を営むことを目的とした法人である。

(2) 団体の所在地、組織（平成22年3月現在）

法人は、本社を文京区大塚三丁目4番7号に置き、役員は14名（代表取締役2名、取締役8名、監査役4名）である。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立戸山図書館

新宿区立中町図書館

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

エ 指定管理経費

平成21年度は、戸山図書館59,006,000円、中町図書館52,593,000円が支出された。指定管理に要した経費は戸山図書館59,006,000円、中町図書館は52,593,000円で、人件費、事務費等に充てられた。

なお、図書館法第17条の規定により入館料は徴収していない。

オ 施設に係る従事職員数

戸山図書館に従事する職員（平成22年3月末）は、館長1名、業務責任者1名、副責任者3名、職員12名である。また、中町図書館に従事する職員は、館長1名、業務責任者1名、副責任者1名、職員11名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること

イ 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること

ウ 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること

エ 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること

オ 館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること
 カ 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること
 キ 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 ク その他図書館の目的を達成するために新宿区教育委員会が必要と認める事業

(3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

各館の利用実績

	戸山図書館	中町図書館
開館日数	293 日	293 日
入館者数	158,573 人	124,495 人
利用登録者数	6,438 人	7,342 人
個人貸出冊数	178,999 冊	226,597 冊
団体貸出冊数	1,808 冊	518 冊
視聴覚資料 貸出数	20,449 点	12,436 点
レファレンス	4,114 件	1,417 件
その他	お話会・人形劇・映画 会・工作会等	お話会・人形劇・映画 会・工作会等

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
 所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

紀伊國屋書店・大新東ヒューマンサービス共同事業体

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 団体の設立目的、設立年月日等

紀伊國屋書店・大新東ヒューマンサービス共同事業体（以下「事業体」という。）は、新宿区立北新宿図書館の管理を共同連帯して遂行することを目的として、平成21年4月に設立された事業体である。代表者は、株式会社紀伊國屋書店である。

(2) 団体の所在地（平成22年3月現在）

事業体は、事務所を目黒区下目黒三丁目7番10号（株式会社紀伊國屋書店本社内）に置く。

2 区との関係

(1) 公の施設の管理

ア 施設名

新宿区立北新宿図書館

イ 根拠法令

法第244条の2第3項

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

エ 指定管理経費

平成21年度は52,140,000円が支出され、人件費、事務費及び新しい図書館サービス事業費等に充てられた。

指定管理に要した経費は51,565,123円である。

なお、図書館法第17条の規定により入館料は徴収していない。

オ 施設に係る従事職員数

施設に従事する職員は館長1名、責任者1名、副責任者2名、職員4名及びパート6名の計14名である。

(2) 指定管理業務の内容

ア 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること

イ 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること

ウ 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること

エ 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること

オ 館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること

カ 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること

キ 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ク その他館の目的を達成するために新宿区教育委員会が必要と認める事業

(3) 施設の利用実績等（平成 21 年度）

平成 21 年度の実績は下表のとおり

開館日数	292 日
入館者数	117,676 人
利用登録者数	5,103 人
個人貸出冊数	132,934 冊
団体貸出冊数	1,532 冊
視聴覚資料貸出数	5,813 点
レファレンス	1,106 件
その他	お話会・人形劇・映画会・ 工作会等

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成22年度
財政援助団体等監査結果報告書

平成23年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話(03)5273-4579 (ダイヤルイン)

印刷物作成番号
2010-6-5101

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。

